

特記仕様書

(適用範囲)

本特記仕様書は「伊勢田12号関連配水管移設工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

(総 則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

＜宇治市＞ 「土木工事共通仕様書(案)」(以下「宇治市共通仕様書」という。)

「土木工事施工管理基準」

「水道工事施工管理基準(案)」

「宇治市水道工事標準図集(案)」

「宇治市水道工事(管路)図面作成要領(案)」

「水道工事基準(案)(施工編)」

＜近畿地方整備局＞ 「土木工事共通仕様書(案)」

「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」

「土木工事請負必携」

＜京都府＞ 「土木工事共通仕様書(案)」(以下「京都府共通仕様書」という。)

「土木工事施工管理基準」

「土木請負工事必携」

＜日本水道協会＞ 「水道工事標準仕様書(土木工事編)」

に基づき施工すること。

また、本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)によるものとする。

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領(土木工事)」に基づき実施すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
- 4 現場閉所日を工事月報の記事欄へ記載すること。

- 5 週休2日又は施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められた場合、工事成績評価において加点する。

（工事着手時期）

本工事の着手時期は、地元地域との調整が未決着であるため、調整完了後に着手するものとする。詳細は、別途指示するものとする。

また、配水管布設工事の施工は、公道・河川区域等に埋設する場合は各管理者の許可をうけた後に、私道及び民有地にあつては、土地所有者の承諾後に工事に着手しなければならない。

着手時期は、現在のところ令和8年12月上旬を予定している。

（主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間）

1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

（施工体系図の記載）

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。

（他工事との調整と工事完了時期）

本工事は、宇治市建設部治水対策課が発注する新設水路工事に先立ち、支障となる既設上水道管を移設することが目的である。

したがって、受注者は、工事の施工に際しては新設水路工事（ガスパイプ移設工事等）との相互連絡調整を密に行うこと。

新設水路工事の実施時期に変更があった場合は監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離	処分量
アスファルト・コンクリート塊	(株)藤田産業	日曜日を除く 8：00～16：30	アス塊は一辺が100cm未満に限る。	3.6km	7.36m ³

廃プラスチック	(有)びわこ クリーンセンター 京田辺支店	日、祝日を除く 8:00～16:45 ※11:45～13:00 は搬入停止	塩ビ管は3.0 m未満に限 る。	8.3km	0.019t
---------	-----------------------------	--	------------------------	-------	--------

※ 上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

(建設発生残土の搬出)

- 1 建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に運搬するものとする。ただし、同公社の受入状況により、受入が認められないことがある。この場合、監督職員の指示により運搬処分先を変更し、設計変更の対象とする。
- 2 前条に關しての受け入れ条件は、下記のとおりとする。当該現場の建設発生土が、受け入れ条件を満足しない場合は、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

建設副産物	事業所名及び 連絡先	受入期間及び 受入時間	その他受入条件	距離	処分量
建設発生土	(財)城陽山砂利 採取地整備公 社 0774-55-9506	土、日、祝日 を除く ※12:00～13:00 は搬入停止	受入は事前分析 検査に適合した 残土に限る。 不純物の混入が ないこと。	7.1km	218.6m ³

(残土及び産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「残土処理計画書(報告書)」及び「廃棄物処理計画書(報告書)」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

	残 土 処 理	廃 棄 物 処 理
計画	○ 残土処理計画書	○ 廃棄物処理計画書
	○ 処分地の位置図及び経路図	○ 処分地の位置図及び経路図
		○ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		○ 収集運搬を委託する場合

		産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	○ 土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○ 産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆ 自己運搬処理の場合 ・ 排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆ 委託運搬処理の場合 ・ 排出事業者と処理業者の契約書の写し ・ 排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
	○ 「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	
	○ 仮置きする場合 ・ 現場～仮置場～処分地の経路図 ・ 打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量	○ 仮置きする場合 ・ 現場～仮置場～処分地の経路図 ・ 打合せ簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量
	○ 指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・ 打合せ簿 処分地の名称・所在地	○ 指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・ 打合せ簿 処分地の名称・所在地
	○ 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）	○ 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）
変更	○ 当初計画書から数量のみ変更の場合 ・ 変更計画書は不要	○ 当初計画書から数量のみ変更の場合 ・ 変更計画書は不要
	○ 当初計画書から処分地が変更の場合 残土処理変更計画書 ・ 処分地の位置図及び経路図 ・ 「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	○ 処分地の変更(当初計画書からの変更) ・ 廃棄物処理変更計画書 ・ 処分地の位置図及び経路図 ・ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し ○ 運搬方法の変更(当初契約書からの変更) ・ 廃棄物処理変更計画書 ・ 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○ 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要	○ 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要

報告	○ 残土処理報告書 ○ 受入証明書（受入れた事を証明する書類） ※運搬チケットの写し等は不要 ○再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書（EXCELデータ含む） ○ 写真 ・ 処分地 ・ 仮置きがある場合は仮置場	○ 廃棄物処理報告書 ○ 「運搬管理表」又は、「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等 ○再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書（EXCELデータ含む） ○ 写真 ・ 処分地 ・ 仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 ・ 産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 ・ 産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号
----	---	--

（再生資源利用計画）

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（受領書の交付）

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画）

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等）

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現

場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に
関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規
制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認
しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場
において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、
「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬
出量）と「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確
認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

（建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等）

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出
したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を
求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と
一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受
領書の写しを提出しなければならない。

（計画及び実施書の様式及び保管）

国土交通省ホームページ掲載の再生資源利用[促進]（計画書・実施書）
（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実
施書1部及び前述のホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データ
を監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見え
やすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計
画書1部、実施書1部を提出するものとする。）

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）

（産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府産業廃棄物の不適切な処理を防止する条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物税）

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

（舗装版切断作業時に発生する排水処理）

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

（段階確認・立会確認）

受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式17-1）によるものとする。

また、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

段階確認

種 別	細 別	摘 要
水圧試験及び 水質検査	DIP φ 150、φ 75	DIP0.75MPa10 分間

立会確認

項 目	摘 要
残土及び廃棄物の仮置場状況（※１）	使用前・使用中・使用後
他占用物の保安対策	施工時 ※ 占用者との協議結果等により監督職員が定める

※１ 残土及び廃棄物を仮置きしない場合は、立会は不要。

※２ 「他占用物の保安対策」については、試掘工の結果及び埋設物管理者との施工前立会の結果（保安対策）等を反映した施工方法について確認するものである。立会確認の実施時期及び実施箇所については、占用者との協議結果等により監督職員が定め、工事打合せ簿（様式7-1）にて通知するものとする。また、通知した内容については、施工計画に記載し、監督職員の確認を受けること。

（材料確認）

受注者は、工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」（様式15-1）によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真等を添付すること。ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

（部分使用）

本工事において、工事の手順上、移設又は改良後の水道管より給水する場合は、受注者が工事目的物（水道管）の部分使用を承諾したものと見なす。

（安全に関する研修・訓練等の実施）

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業

及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

【研修の参考とする図書等の例】

- ・工事請負契約書（第51条）
- ・建設業法遵守ガイドライン（令和8年1月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（（公財）建設業適正取引推進機構）

（標示板の設置）

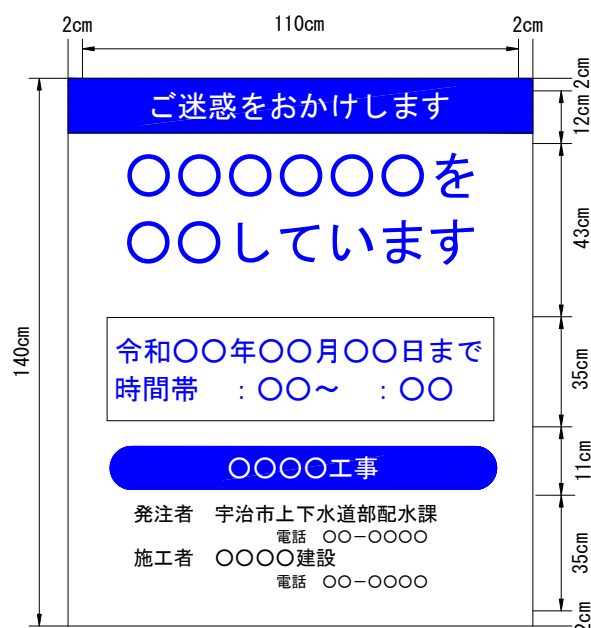
受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：水道管を移設しています。
工事種別：水道工事

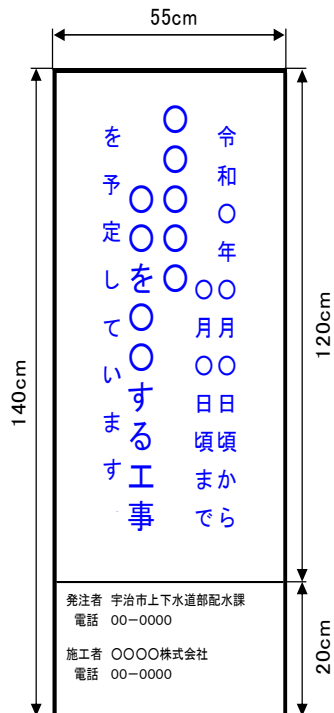
【標示板の記載例】

[工事表示板]



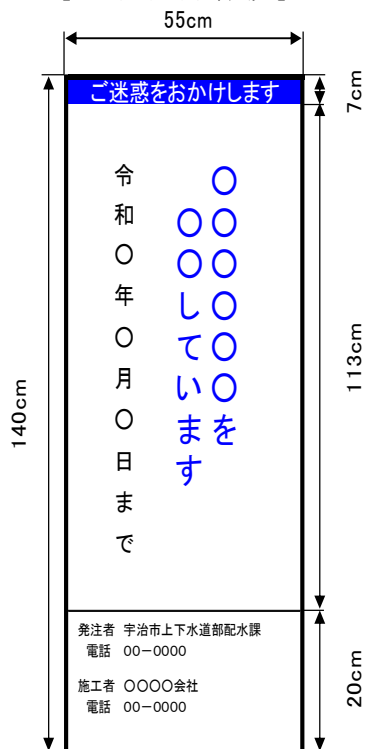
設置 位置	・ 工事区間の起終点に設置する。 ・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置 期間	・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格 色彩等	・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は青地に白抜き文字とする。 ・ 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・ その他の文字および線は、白地に黒色とする。 ・ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする ・ 道路上に設置する場合は必要に応じて高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

[工事情報看板]



設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道または路肩に設置すること。
規格 色彩等	・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	・設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
規格 色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青字に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	・設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断。

(低騒音型・超低騒音型の使用)

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年度建設省告示第1536号)に基づく建設機械の使用は考えていないが、現場条件により使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとする。

ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合(受注者の都合で調達できない場合は認めない)は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

(公害対策)

- 1 本工事の施工については、通常の施工方法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。
- 2 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(施工機械の指定)

本工事の下記工種の施工にあたっては、下記の表により施工すること。

工 種	機 械 名	指定規格	備 考
機械床掘	バックホウ	平積 0.1 m ³	排出ガス対策型
残土運搬	ダンプトラック	2 t	
アスファルト殻運搬	ダンプトラック	2 t	

(環境等の保全)

受注者は、下記項目の環境保全に努めなければならない。

- 1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2 工事用水及び工事中に発生する湧水等をポンプ排水により既設側溝や排水路に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うものとし、濁水を直接放流させてはならない。
- 3 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

(仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。なお、施工計画書に明記すること。

(文化財の保護)

本工事の一部は、若林遺跡等の区域であるので施工に当たっては、監督職員及び埋設文化財調査職員と十分打合せを行い、文化財の保護に努めるものとする。

(交通誘導警備員)

本工事における交通誘導警備員は、下記のとおり計上しており、配置人数を「工事月報」に記録し、監督職員に報告するものとする。

道路管理者、所轄警察署等との打ち合わせ結果又は条件変更に伴う配置箇所の増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員
監督職員と協議による	延べ人員87名（昼間）

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果または、条件変更に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画（交通誘導警備員配置計画書を含む）を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設类等の設置状況及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(交通規制)

本工事の交通規制については下記を予定している。

なお、現場状況及び関係機関との調整等によりこれによりがたい場合は、監督職員と別途協議すること。

規制区間	規制方法及び時間
全工区	車両通行止め(9:00～17:00) (但し自転車・歩行者は通行可)

※ 1 車両通行止め及び片側交互通行区間内の作業ヤードにおいてはカラーコーン、コーンバー等を使用し自転車・歩行者の分離を確実に行うこと。

※ 2 歩道通行止め区間においては車道側に仮歩道を設置すること。

※ 3 道路使用許可時間外に重機、資材、工事看板等を道路に占用しないこと。

(支障物件等)

本工事区内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業と連絡を十分に行うこと。

また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	移設時期	位置	立会
下水管	宇治市	なし	全路線	未定
水路	宇治市	令和9年度後半	全路線	要
ガス管	大阪ガスネットワーク	令和9年度前半	全路線	要
電柱	関西電力	なし	全路線	不要

(占用物件等)

本工事前に地下埋設物件については、各占用者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、その結果を反映した施工方法について、工事打合簿により監督職員と協議すること。

また、施工中、予想外の埋設物が認められ、事前に取り決めた保安対策が実施できない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けて施工すること。なお、他地下埋設物に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

(上水道管の布設位置確認)

本工事の上水道管の布設位置は、設計図書と試験掘り等の結果に基づき監督職員・各占用者と現地立会を行い確認するものとする。

(施工時間)

本工事の施工時間は、下記とする。

ただし、やむを得ない事情により作業時間が変更になる場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工事作業時間（昼間）	9:00～ 17:00
------------	-------------

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類（様式は宇治市ホームページ掲示）を発注者に提出しなければならない。

	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随 時	建退共対象者延人数が 0人となる場合

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

(任意仮設)

本工事における仮設（土留工）は任意仮設であり、設計図書の仮設図面は標準工法を示した参考図である。受注者は、施工の前に仮設図、応力計算書、施工方法等を監督職員に提出し、承諾を受けなければならない。（参考図に基づき施工をする場合を含む。）

(再生材の利用)

本工事については、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により、下表の再生資材の入手が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-30	埋戻材・路盤材	
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤材	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1 上表再生資材を路盤材、又は舗装材として使用する場合は品質等は

「舗装再生便覧」によるものとする。

- 2 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではない。

(アスファルト混合物事前審査制度について)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施するものとする。なお、これにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

品質試験項目

工 種	種 別	試験項目	試験頻度	試験方法
埋め戻し	現場	現場密度試験	(砂置換法の場合) 路床部及び路体部 1 現場当り 3 回以上	砂置換法 (砂置換法以外の試験方法を行う場合は、試験頻度等を監督職員と協議すること。)
路盤工 (上層、下層)	現場	現場密度試験	(本管部路盤工面積 3,000 m ² 未満の場合) 1 箇所	
掘削工 (現場発生土)	材料	含水比、コーン指数、粒度、液性限界・塑性限界の各試験、工学的分類 突固めによる土の締固め試験		近畿地方整備局「土木工事施工管理基準」の「品質管理基準及び規格値」の「20 道路土工」を準拠

(用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

(街区基準点について)

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	摘 要
山 砂		埋戻材
再生クラッシャーラン	R C - 30	埋戻材・路盤材
再生粒度調整碎石	R M - 30	路盤材
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層
交通誘導警備員		

※ 監督職員と協議の上、納品書・納入書等については出荷証明書に置き換えてもよいこととする。

(個人情報保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(鑄鉄管の切断作業)

本工事において、現道上で鑄鉄管を切断しようとする場合は、きり粉が飛散しないよう囲いを設ける等の対策を講じること。(道路面にきり粉が付着しないよう必ず耐火性のシートを敷いた上で切断すること)

また、歩行者、車輛等が通行している場合は、切断中に発生するきり粉が高温になり危険なため、切断作業を一時中断すること。

特に乗用車等の塗装面に付着した場合は時間の経過とともに塗装面に沈着する恐れがあるので細心の注意を払うこと。

(既設管の撤去作業及び管理について)

本工事において、撤去した鑄鉄管及び鋼管を直接トラックに積み込まず一旦道路上に置く場合は、道路面に鑄鉄管の錆が付着するのを防止するため、シートを敷く等の対策を講じること。

既設管撤去の完了状況が確認できるように、写真管理を行うこと。

なお、他占用物等の影響により既設管の撤去が困難な場合は、「工事打合簿」(様式 7-1) により監督職員と協議を行うこと。

また、「工事打合簿」には、その理由と内容が把握できる写真等を添付すること。

(鑄鉄管の撤去について)

鑄鉄管の撤去についてはスクラップ控除(有価物)を計上しているため、完成検査時に処理した量が確認できる書類を提出することとする。

(工事材料の品質)

工事材料の規格については別表のとおりとする。工事材料の品質については、J I S 規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するもの、並びに日本水道協会規格に適合したものとする。

また、給水装置の構造及び材質は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に規定する基準に適合したものとし、平成15年4月1日から施行される鉛の新基準（厚生労働省令第139号 平成14年10月29日付）に適合した認証品で、かつそれを確認できるものでなければならない。

（ダクティル鉄管の仕様と注意事項）

本工事の配管に用いるダクティル鉄管は、すべて内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWAG 112）とすること。また、これに伴い、給水管布設時にエポキシ樹脂粉体塗装管を穿孔する際は、エポキシ樹脂粉体塗装管専用刃を使用すること。

（耐震継手の配管技能者）

本工事は耐震継手管を使用するものとし、施工の際は、必ず次のいずれかの講習を修了した配管技能者を配置すること。なお、配管技能者がこれらの講習を受講したことを証する登録証（修了証）や受講証等の写しを提出するものとする。

- ① 『（社）日本水道協会』の「配水管工技能講習会」を受講し、配水管技能者登録証（耐震継手）又は、（一般・耐震）の平成26年度以降取得者。
- ② 『日本ダクティル鉄管協会』の「JDPA継手接合研修会」を受講し、JDPA継手接合研修会受講証「耐震管（φ450以下）又はNS形（φ450以下）の平成24年度以降修了者。
- ③ ①②の年度条件に該当しない方、および『鉄管メーカー』のNS形継手配管技能講習の修了者については、GX形の施工経歴書（他市町村の経歴でも可）の提出。

（GX管路の施工）

GX形管路の施工は「GX形ダクティル鉄管（日本ダクティル鉄管協会）」等に基づき施工するものとする。

（既設管接続工）

既設管との接続において、K形押輪を使用する場合は、3DkNの離脱防止抵抗力を有するものとする。

（本工事で使用する宇治市水道工事標準図集（案））

本工事における本管土工、給水管土工、給水管布設、仕切弁・消火栓ボックス据付等の施工については、標準図を基に施工するものとし、施工計画書に具体的な数値を記載するものとする。標準図により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

なお、仮設標準図については、本工事が任意仮設であるため、標準工法を示した参考図である。

また標準図に記載されている材料等はあくまでも標準を示したものであり別途、設計図書等で規格、寸法等が定められている場合はそれらを優先するものとする。

(給水管の設計変更について)

上記給水管関連の標準化に伴い、給水管施工タイプの変更及び施工軒数の増減のみ設計変更の対象とする。

(外壁・側溝等の現況写真)

施工着手にあたっては、事前に家屋の外壁・外構・側溝等の現況を写真等により記録すること。なお、施工着手はこの記録を監督職員に提出した後とする。

(工事の施工に伴う協議・調整)

- 1 本工事の施工に伴う関係機関との協議及び地元地域との調整は、受注者が行うものとする。
また、受注者は施工区域の用地の状況を十分把握し、土地所有者との間に紛争が生じないように努めるものとする。
- 2 前項の結果により施工方法等の変更が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。
- 3 本工事において地元調整の結果、工事説明会が必要となった場合、受注者は、監督職員と協議の上、地元に対して説明会を開催し、これに必要な説明資料を作成しなければならない。
- 4 祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

(民地内への立入等)

本工事に関連して民地内への立入や作業が必要な場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

(出来形図)

出来形測量の結果に関しては、設計図書の寸法に対し、「水道工事施工管理基準及び規格値（案）」を満足させなければならない。

(提出書類)

- 1 本工事における提出書類は、「土木工事関係書類（様式）」（宇治市ホームページ掲示）によるほか、下記の書類を提出するものとする。

提出書類	様式No.	部数	提出期限
週間工程表	任意様式※ ¹	1	週末に
試験掘結果報告書※ ² (埋設状況写真を添付)	任意様式 (表紙、位置図、平面図、横断図等)	1	速やかに
出来形成果表	任意様式※ ¹	1	配水管工事完了後 速やかに
完成図※ ³		別表	給配水管工事完了後 速やかに
給水装置変更届※ ⁴		1	各給水管工事完了後 速やかに

※1 週間工程表と出来形成果表については任意様式であるが、監督職員が指

示する項目については全て記載するものとする。

- ※2 試掘実施の際に限る。
- ※3 完成図の作成については、別紙「図面の作成例」に基づき、監督職員の指示により作成するものとする。
- ※4 給水工事を行った場合は、発注者が定める給水装置変更届を提出するものとする。なお、給水装置変更届には着手前、配管状況（土被り、寄り）、完成の写真を添付し、全軒数について提出するものとする。

工事日報は提出を必要としないが、受注者にて日々の作業を把握し記録するものとする。なお、配管状況等を確認するため監督職員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。

請負代金内訳書には仕訳表の添付を必要としないものとする。

2 完成図の製本形式は下表によるものとする。

製 本 方 法	用紙サイズ	部数	備 考
① 完成図	A 1	1	折り不要
② 完成図（縦25cm×横15cm）	A 1	2	折り要
③ 完成図（観音製本）	A 1	1	
④ 完成図縮小版（観音製本）	A 3	1	縮小率50%

3 完成図以外の提出書類の製本形式は下記によるものとする。

- （1）製本の厚さが、10cmを越える場合は分冊とする。
- （2）左右どちらからでも取外しのできるパイプ式の厚型ファイル（A 4 版）とする。
- （3）工事写真集は巻頭に完成図縮小版（A 3 版）を添付する。
また、給水装置変更届に添付する写真は全軒数だが、給水管布設工に関する一連の施工状況写真の撮影頻度は、宇治市上下水道部「水道工事施工管理基準（案）」に準ずるものとする。（本管写真と合冊可）
- （4）試験掘結果報告書及び給水装置変更届についてはそれぞれ単独で分冊（紙ファイルA 4 版でも可）とする。

（給水装置工事事業者の指定）

給水管の引込工事は、宇治市指定給水装置工事事業者が施工しなければならない。

また、給水装置工事主任技術者証の写しを提出すること。

（給水装置工事）

受注者は、給水工事着手前に配水管の移設又は改良区間において鉛管使用有無について調査するものとする。

鉛管使用が判明した場合については、その入れ替え方法等について監督職員と協議するものとする。鉛管入れ替えに伴う費用については設計変更の対象とする。

(断水に伴う事前調査)

- 1 新設管と既設管を接続する作業に伴い断水を予定している区域については、事前に受水槽・電気温水器の設置の有無について2次側の給水調査を実施するものとする。
また、2次側に受水槽・電気温水器が設置されていた場合は、接続後の洗管作業時に各施設へ濁り水等が浸入しないよう、受水槽の場合は事前に流入弁を閉止するよう管理人に依頼するか管理人の承諾を得てから自ら閉止する等の対策を講じ、電気温水器の場合については水道メーターボックス内の止水栓を閉止する等の対策を講じること。
- 2 自ら閉止した弁栓については洗管作業終了後にただちに開放し正常に通水しているか確認するものとする。特に受水槽の弁栓の開け忘れに注意すること。

(断水等に伴う地元調整)

受注者は、新設管と既設管を接続する作業に伴う断水の予定区域及び水圧低下が見込まれる区域については、事前に監督職員と協議の上、お知らせ文章を作成し関係各戸に配布するものとする。配布に際しては、原則として各家庭を訪問し、断水等の内容について説明するものとする。

また、特に断水予定区域内に病院、美容室・理髪店・飲食店・大口需要家が存在する場合については、断水日及び断水時間について事前に需要家に了解を得るものとし、その後に断水日時を設定するものとする。

(上水道管布設完了後の路面標示)

本工事において、配水管または給水管を布設した箇所（仮設管を残置した箇所を含む）については、速やかに管種、口径、土被り等を青色の塗料で路面標示すること。

ただし、砂利道で路面標示が困難な場合及び店舗等に面している箇所で営業に支障があると推測される場合はこの限りではない。

また下水道マンホール、ガス管等、他の関連工事が必要な路面標示を本工事の掘削等の都合により一時消去した場合には上水道布設完了後、速やかに原形のとおり復元するものとする。

(工事完了後の立会)

本工事完了後に公共下水道工事またはそれに伴うガス管移設工事等が予定されている場合、受注者は、必要に応じて立会を実施しなければならない。

受注者は、監督職員の指示する日までに必要な竣工図書等を用意するとともに、本工事で布設した配水管または給水管の路面標示を完了しておくものとする。

立会の結果、各企業より舗装仮復旧等について補修の要請があった場合は、速やかに該当箇所を補修するものとする。

なお、立会の実施時期及び実施箇所等は監督職員の指示によるものとする。

(ウィークリースタンス)

本工事(業務)はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日の翌日(月曜日等)は依頼の期限日としない。
- (2) 休日の前日(金曜日等)に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。(適正な期限日を設定する。)
- (6) 打合せはWEB会議(ビデオ会議)も活用する。
- (7) 前号のほか、工事(業務)の労働環境改善に関わる取り組みを行う。

なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。また、工事(業務)の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。

(中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更)

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

調達検討資材

資材名	規格	備考
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	20、25、50mm	
水道配水用ポリエチレン管	50mm	

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。